

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
TEL 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
<http://www.mssa.jp>



令和7年10月9日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

「東北地区各県警備業協会役員研修会」の結果について（ご報告）

令和7年10月3日（金）岩手県北上市で開催された東北地区各県警備業協会役員研修会（東北地区警備業協会連合会主催）に参加しました。

研修会では、一般社団法人全国警備業協会 榎 悦男常務理事から「建設業法改正と標準労務費をめぐる情勢について」の講話があり、本年12月に施行される建設業法等の改正のポイントが説明され、標準労務費の導入により、大きな転換点を迎えており、発注者、受注者とも適正な賃金を支払うための契約締結が必要となるなどの説明がありました。

特に、建設業では、労務費の基準として1日8時間当たりの労務単価公共工事設計労務単価×歩掛という計算方法で算出することとなるが、警備業では歩掛の考えがないことから国土交通省をはじめとする関係省庁に対して働きかけを行っているというものでした。

出席者から41%の間接費用を認めていない現状がある中で、まずはそれを認めることが優先されるのではないか。交通誘導警備では単位施工量の概念がないし、中央建設業審議会の勧告等でも警備業は対象にならないのではないかなどの意見がでた。

全警協では、国交省から建設業全体で適正な労務費を確保しようとの流れの中で交通誘導警備業務の基準を策定したいと言われている。さらに、所管する警察庁にも働きかけを行っているなどの話がされた。



一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣